

内務省

發表ノ範圍内ニ於テ記事掲載差
又無之

圖書課



事務官



理事官

全國主要日刊社電話指導手帳

昨二十八日電話ヲ以テ注意方申入置候

汪精衛一派ノ國民黨全國代表大會ニ関

スル記事取扱方ノ件申

汪精衛ノ第一次「コミュニケ」發表ハ之ヲ

内務省

八月二十九日午前十時
陸軍省秋山少佐電話

内務省

取止メ、大會終了後、^{（素直）}新聞記者トノ共

同會見ヲ行フニト、相成リ。

本件記事ハ右會見ノ際ニ爲ルニ、^{（注）}誤述

ノ範圍ニ限リ掲載差支ナキニトニ變更

致候ニ付申了知相成度

丙

施行
月
日

案起
昭和十四年八月廿八日

主任

局長

圖書課長

事務官

理事官

內務省警保局圖書課長

警視廳特高部長

各府府縣警察部長

完

新聞記事取締ニ関スル件

合議局號及受送月									主管局號及受付月日	
第	第	第	第	第	第	第	第	第		
號	號	號	號	號	號	號	號	號		
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受		
月	月	月	月	月	月	月	月	月		
日	日	日	日	日	日	日	日	日		

日	
第	第
號	號
送受	送受
月 月	月 月
日 日	日 日

左記ノ通管下主要日刊社ニ電話
指導相成度

記

汪精衛並ニ同派要人、動靜ニ関
シテハ曩々記事編輯上注意方
申入置候処本日南京又ハ上

(参考)
東京七月廿四日

内務省

海に於ては国民党全國代表大會開催
ノ筈ナルが右大會ニ関スル記事、寫
眞ハ汪精衛側ヨリ、第一次「コムニ
ニケシ」発表以後汪側ヨリスル事實
的意思想表示ノ範圍内ニ於テ掲載
スルハ差支無之

圖書課長

事務官

理事官

八月二十八日午前十一時三十分受

内務省

陸軍省情報部福山中佐電話

本日南京又ハ上海ニ於テ國民黨全國代表大會開催ノ旨

ナルガ右大會ニ關スル記事ハ汪精衛側ヨリノ第一次「コム

ミニユニケ」及発表以後汪側ヨリスル實質的意思表示ノ範

圍内ニ於テ同大會ニ關スル記事寫真ノ掲載差

支ナシ

174

圖書課長

八月三十日

事務官

海軍省図書課長及部馬場少佐電法

理事官

東京^{海軍}社^{海軍}川主要日刊社電話指導案

蘇聯邦駐在海軍武官川畑中佐、歸

朝談ハ海軍者ニ於ケル共同會見、靴

團内ニ於テ取扱ハレ度旨海軍者ヨリ

申報ノ次第ニ有之儀ヲ本記事編

輯上仰注意相成度

内務省

178

圖書課長

事務官

理事官

九月一日

海軍者多田野中依依

内務省

東京八社電話指導案

東京府聯合青年團ノ中南支方面海

軍活動状況等見学ノ團ニ記事ハ当

局ヨリ発表アル迄之ヲ新聞紙ニ掲載

セザル様海軍者ヲ申裁ノ次第ニ有之

候
3
甘
記
事
編
輯
上
海
注
意
相
成
度

內
務
省

通話先	通話日時	受信者名	取扱者印
同盟 至自座 二二五 一一七 二二 五五	9月 / 日 後前 3時2分	天 望	恙 概
朝日 至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	月 / 日 後前 3時 / 分	本 お	石 車
日日 至自ノ 〇〇内 三三二 三二二 一一	月 / 日 後前 3時3分	師 四	道 寺
讀賣 至自橋 一一五 一一六 一一 九〇	月 / 日 後前 3時3分	大 内	生 生
報知 至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一	9月 / 日 後前 3時0分	山 内	野 原
國民 至自座 五五五 五五七 五五 九〇	〃月 / 日 後前 3時0分	井 上	野 原
都 至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	〃月 / 日 後前 3時 / 分	田 藤	野 原
中外 至自場 一一六 五五六 五五 三一	〃月 / 日 後前 3時5分	酒 井	野 原

西木村原
 上
 血
 信
 局

八
 元
 指

15

三原山本

九月三日
大府
其
中
スル
スル

圖書課長

九月一日

内務省

事務官

理事官

岡崎

近畿各府縣主要日刊社電話指導案

(岡係府縣ヲ通シ指導ノコト)

渭木 依 京坂神地方ノ電力不足

因スル 記事ハ誇大又ハ刺戟的ニ且

一般ヲシテ不安ノ念ヲ抱カシメザル様

記事編輯上注意ヲ拂フト共ニ之ガ

内務省

対店策等之関し人心ヲ安定セシムル加
如キ記事取扱ヲ為ス探管下各主
要日刊社ニ対シ可然申指等相成
度

警保局長	
圖書課長	
事務官	

版	
刊	
日	
月	

大遞管内の電力制限

一割餘に引上げる

兩三日中に斷行か

希望の通りには至らず、外れて近畿、中部地方一帯にわたる湯水はますます深刻化し石炭貯蔵もまた意の如く進まず、去る二十五日を期して断行された日本送電関西支店管内の電力消費制限の非常制限は昨日八割、明日の配電制限を行つて一時的の危機突破に成功してゐるが、その後の情勢は依然深刻化し到底八割の消費制限では所期の目的を達することが困難となつてきたので各方面から成行は極度に懸念をもたれてゐたところ、大遞局および日本送電では遂に現在の制限率五分五厘を一舉に一割程度とすることに決定した模様で、實施期日も兩三日以内と豫想され、ここに電力界はますます異常事態を現出することゝなつた

東京側の貯藏炭 關西へ廻送は至難

頼みの綱も絶たる！

日本送電大區支店および大遞局では八萬キロワットの貯藏炭貯蔵とともに石炭貯蔵につき、東京側が容易に貯藏炭がなく遂に東京に貯蔵されてゐる石炭約二十萬トンのうち十萬トンを關東方面がや、水力発電が増加してゐる際なので関西へ廻送されたい旨要望し、折衝中であつたが、關東方面にも非常管制の氣配が濃厚となつてゐる時なので到底十萬トンを關西へ廻すことは事情が許さず交渉打切となつたため、望みの綱は全く絶たれいよ／＼管内百二十萬キロワットのうち一割程度、即ち約二十萬キロワットの電力は必ずの趨勢となつたものである

名古屋窯業界の電力 特に考慮を訴ふ

電力消費制限が密着方面にも及ぶ品は窯業々々となり貴重な原料がおよび焼成過程に至るまでの種々の苦心を水泡に陥してしまふ結果となるので従来でも特にガスの運轉力用の電氣は停電時の切替装置を備へて萬全を期してゐたほどであるが、窯業工場への送電休止は焼成最中に電力を停止すれば製成は中止となり、原料の損失も甚大である。名古屋窯業界は、この電力供給の確保を強く要望し、電力消費制限が密着方面にも及ぶ品は窯業々々となり貴重な原料がおよび焼成過程に至るまでの種々の苦心を水泡に陥してしまふ結果となるので従来でも特にガスの運轉力用の電氣は停電時の切替装置を備へて萬全を期してゐたほどであるが、窯業工場への送電休止は焼成最中に電力を停止すれば製成は中止となり、原料の損失も甚大である。

なほ大遞局では電力制限について再び配電事業者全部と協議するため二十九日午後三時管内の日本送電、宇治電、日電、京都電、山陽中水、中國合同、ほか各電送配電事業者、大阪、神戸兩市電氣局關係者を同局に招

177

圖書課

事務官

理事官

九月一日

内務省

東京七社(北云式)電報指導

某社ヨリ中支軍報道部長馬淵逸雄申佐席

来ノ記事ニ付許可申請アリタルモ右ノ現地軍

當局者ノ来往ナルニ依リ不許可ノ取扱ヲ爲シ

タルヲ以テ御社ニ於テモ記事編輯上御注

意相成度

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先
至自 一五六 五五三	至自座 三三五 一一七 〇〇九	至自座 五五五 五五七 五五九	至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一一	至自橋 一一五 一一六 一一九	至自ノ 〇〇内 三三二 三三三 一一一	至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一一	至自座 二二五 一一七 二二二 二二五	
月 日 後前 5時 10分	月 日 後前 5時 5分	月 日 後前 5時 16分	月 日 後前 5時 18分	月 日 後前 5時 15分	月 日 後前 5時 13分	月 日 後前 5時 1分	月 日 後前 5時 10分	通話日時
勝川	塚本	林	田中	古川	大西	野澤	野澤	受信者名
			野澤	安生		野澤	堀瀬	取扱者印

八

指導

15

圖書課長

九月五日

事務官

外務省情報部松井事務官依頼

理事官



東京二十社、情報通信社、主要通信社

大阪三社、愛知及福岡各四社電話指導案

日蘇國交調整ニ関シ交渉行ハレ又ハ行ハ

レントシツツアルヤノ記事ヲ掲載スル向アル

又右ハ事實無根且影響甚スル所甚

大ナルニ於今後斯種ノ記事ヲ掲載

内務省

セザル標記事編輯上御注意相成度

内務省

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話
月 日後 時分	月 日後 時分	月 日後 時分	月 日後 時分	月 日後 時分	月 日後 時分	月 日後 時分	月 日後 時分	月 日後 時分	月 日後 時分	通牒 日 時
						香 川 中 西	南 西 本	島 中 西	北 林 美 根	受 信 者 氏 名
										取 扱 者 印
電 報 手 配										
各殖民地當該官			各廳府縣警察部長			發信先			電話通報先	
月 日後 時分			發信日時			取扱者印			憲兵司令部 一〇〇五番 警電	
月 日後 時分			發信日時			取扱者印			東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番	
月 日後 時分			發信日時			取扱者印			內閣情報部 省內電話 五四〇番	
月 日後 時分			發信日時			取扱者印			拓務省警務課 銀座 自五、一三三番 至五、一三九番	
月 日後 時分			發信日時			取扱者印			衆議院速記課 銀座 三、八九〇番	
月 日後 時分			發信日時			取扱者印			貴族院委員課 北村 銀座 四、一三一番	
月 日後 時分			發信日時			取扱者印			尾上	
月 日後 時分			發信日時			取扱者印			かじ本	
月 日後 時分			發信日時			取扱者印			杉法	
月 日後 時分			發信日時			取扱者印			申名	

圖書課長

九月五日午後七時

專理官

專理官

海軍省馬場文佐電請
海軍省より事務省に由り台湾海軍省に於て
他部を獨裁方針に依り内地物産を文馬一統導
し内地に改メテ指導せしめ格段上程を思フ排
は之に止メ返す事(右回答七置中ナリ)

海軍省馬場文佐電請

左ノ通台湾軍より申致有之候ニ付可然
新聞紙へ指導相燭度

台湾拓植株式会社義ブタノール工場ハ
八月十日附ヲ以テ海軍関係秘密工場トシ
テ指定相成候ニ付テハ今令工場ニ関
スル記事一切新報ニ掲載ヲ禁止ス

内務省

圖書課



事務官



理事官



九月六日

内務省

東京、神奈川、静岡、大阪、兵庫、愛知、山口、福岡、長崎、北海道

各庁府縣主要日刊社及船舶業界
新聞社電話指導案

外國船舶ヲ購入又ハ傭船スルヤニ関

スル記事ハ時局柄悪影響有ルニ

付之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様記事

編輯上御注意相成度

内務省

手配票

電 話 先	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	9月6日 後3時40分	北川	北川	憲兵司令部 警電 一〇〇五番	9月6日 後3時40分	北川	北川
大阪	9月6日 後4時0分	北川	北川	東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番	9月6日 後3時40分	北川	北川
福岡	9月6日 後6時1分	北川	北川	內閣情報部 省內電話 五四〇番	9月6日 後3時40分	北川	北川
盛岡	9月6日 後4時0分	北川	北川	拓務省警務課 銀座 至五、一三九番	9月6日 後3時40分	北川	北川
北海道	9月6日 後5時5分	北川	北川	衆議院速記課 木 銀座 三八九〇番	9月6日 後3時40分	北川	北川
新潟	9月6日 後4時20分	北川	北川	貴族院委員課 北 銀座 四、一三三番	9月6日 後3時40分	北川	北川
石川	9月6日 後4時20分	北川	北川	南東商會 銀座 四、一三三番	9月6日 後3時40分	北川	北川
廣島	9月6日 後4時20分	北川	北川	各廳府縣警察部長 發信先	9月6日 後3時40分	北川	北川
香川	9月6日 後4時20分	北川	北川	各殖民地當該官 發信先	9月6日 後3時40分	北川	北川

手配票
 各廳府縣警察部長
 各殖民地當該官

手配票
 北川

圖書課長

陸軍省(出湖少佐)連絡情

九月七日

内務省

事務官

理事官

東京(八社) 大阪(三社) 釜石(福岡) 各四社) 電話指導業務

尔今滿蒙國境ニ於テハ戰死傷者ニ関スル

記事ハ一般戰死傷者、記事取扱ニ準テ

掲載差支無シ

圖書課

事務官

理事官



内務省

福山中佐の照會するに於て
見後掲載差支なき旨の回答あり。
別案に依り主要日刊社に指導
あり

東京朝日同出

汪兆銘の本日午後二時ヨリ邦人記者團ト

午後五時ヨリ外人記者團ト 上海 主席官

會見ノ筈ナルが右ニ關スル記

掲載
事差支ナキヤ

九月七日午後一時五十分

東京八社、大阪三社、愛知福岡各四社電話指導案

汪兆銘「本日上海ニ於テ記者團ト會

見ヲ爲ス趣ナルガ本日ノ會見ニ限り其

ノ日時、場所ノ掲載差支無之

(但シ會見後取扱ヲ爲スコト)

口頭説明

中外	都	國	報	讀	日	朝	同	通
至自 一五六 五五三	至自 三三五 一一七 〇〇九	至自 五五五 五五七 五五九	至自 〇〇內 五五二 六五三 一一一	至自 一一五 一一六 一一九	至自 〇〇內 三三二 三二三 一一一	至自 〇〇內 一一二 四三三 一一一	至自 二二五 一一七 二二五	話 先
月	月	月	月	月	月	月	月	通
日後 前 二時 五分	日後 前 二時 三分	日後 前 二時 十分	日後 前 二時 二分	日後 前 二時 〇分	日後 前 二時 四分	日後 前 二時 一分	日後 前 二時 十分	話 日 時
大島	橋園	白藤	思本	甲白	大石	石井	丸山	受 信 者 名
水原	日高	忍	那白	阿生	造幸	石井	均頼	取 扱 者 印

八
指
導

内務省

九月七日

圖書課長 (口頭報告)

事務官 (右同)

理事官



東京朝日新聞社照會

駐滿全權大使ハ更迭サル、趣ナルカ右掲載差

支ナキヤト、照會アリ陸軍省ニ問合セタム

必全權大使、更迭ハ明日附官報ニ掲

内務省

載サル、答ニシテ本件掲載差支ナキモ陸軍
省トシテハ

「軍司令官ノ更迭トシテ記事取扱ヲ為サレ

様」

陸軍省記者俱樂部ヲ通ジ各社ニ指導ナ

リトシテトニ付右旨東朝社ニ回答ナ

キタリ
(追)
梅津中将)

184

圖書課長

九月八日

内務省

事務官

理事官

警保局圖書課長

警視庁検閲課長
各庁府縣特高課長
宛

電報案

支那事変戦病死者第十三回論功
行忠員ニ関シ本日午前十一時内示ア
リタルニ付本年八月十一日附検第

184

圖書課長

九月八日

内務省

事務官

理事官

警保局圖書課長

警視庁検閲課長
各庁府縣特高課長
宛

電報案

支那事変戦病死者第十三回論功
行高員ニ関シ本日午前十一時内示ア
リタルニ付本年八月十一日附檢第

内務省

三八號通牒ノ趣旨ニ依リ取扱ハレ

タシ

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話 通牒先話									
月 日 後前	月 日 後前	月 日 後前	月 日 後前	月 日 後前	月 日 後前	月 日 後前	月 日 後前	月 日 後前	9月 8日 後前	通牒 日時									
									1時 15分	受 信 者 氏 名									
										取 扱 者 印									
電 報 手 配																			
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		貴族院委員課 村北		衆議院速記課 木鈴		拓務省警務課		內閣情報部		東京都市遞信局		憲兵司令部		電話通報先	
						銀座 四一三一番		銀座 三八九〇番		自五、一三九 至五、一三九番		省內電話 五四〇番		直通電話又ハ 赤坂三六七番		警電 一〇〇五番			
9月 8日 後前		9月 8日 後前		發信日時		月 日 後前		月 日 後前		月 日 後前		月 日 後前		月 日 後前		月 日 後前		通報日時	
20分		20分				時 分		時 分		時 分		時 分		時 分		時 分		氏 名	
				取扱者印														取扱者印	

9月
8日
後前
1時
20分

野
尾

圖書課長

事務官

九月八日

内務省

理事官

東京八社、大阪三社、曼和福岡各四社非公式電話指導

本日午前十一時頃賞勲局ヨリ支那事変

論功行賞発表事項ニ付キ内示ヲ為ス

答ナルカ右ニ関スル記事ハ十日附朝刊

ヲ掲載相成度 為念

185

二
〇

〇

內務省

圖書課長

九月八日



事務官

理事官



東京、神奈川、中國、四國、九州各縣

主要日刊社電話指導案

電力、飲料水、米穀其、他物次具、事

給不足之箇スル記事ニ付テハヲ掲載ノ向

ル及右ハ時局柄影響スル所甚大

ニ付特ニ誇大又ハ刺戟的ニ直リザル

標記事編輯上御注意相成度

内務省

内務省

遞信大臣官房文書課長

有田喜一

官房總務課長

荒木萬壽夫

電報廳書記官

手配票

電 話 先 話	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	9月8日 前5時0分	中山	中山	憲兵司令部 <small>警電 一〇〇五番</small>	9月8日 前5時25分	小倉	小倉
大阪	月 日 後前 時 分			東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>	月 日 後前 時 分		
愛知	月 日 後前 時 分			內閣情報部 <small>省内電話 五四〇番</small>	月 日 後前 時 分	小倉	小倉
福岡	9月 日 後前 時 分	杉山	杉山	拓務省警務課 <small>銀座 至五、一三九番</small>	月 日 後前 時 分		
宮城	月 日 後前 時 分			衆議院速記課 <small>銀座 三八九〇番</small>	月 日 後前 時 分		
北海道	月 日 後前 時 分			貴族院委員課 <small>銀座 四、一三一番</small>	月 日 後前 時 分		
新潟	月 日 後前 時 分			電 報 手 配			
石川	月 日 後前 時 分			發 信 先	發 信 日 時	取 扱 者 印	
廣島	月 日 後前 時 分	下	道	各廳府縣警察部長	月 日 後前 時 分		
香川	月 日 後前 時 分	國方	7	各殖民地當該官	月 日 後前 時 分		

中山
中山
中山

中山
中山

中山

15

圖書課長

事務官

理事官

九月十四日

内務省

今朝福岡発、青島行旅客飛行機、博

多湾上空に於て事故ヲ起シ墜落ニタルガ

乗客中、

飯田貞固中將、柴田經一 中佐

興亞院連絡部 北島大佐

内務省

ノ生死ハ不明ナリ

右ニ関スル記事掲載差支ナキヤ
同盟朝日

日日各社ヨリ伺出アリタルニ付陸軍省情

報部出渕少佐ニ連絡ノ上大要左ノ如キ非公

式指導ヲ爲シタリ

東京八社、大阪三社、愛知、福岡各四社
非公式電話指導

内務省

本日朝福岡発青島行旅客機ノ事故ニ関
スル記事ニ掲載差支ナキモ北島大佐以外
ノ乗客ニ付テ陸軍當局ヨリ発表ナキ限
之ヲ
リ記事新聞紙ニ掲載セラル様記事編
輯上御注意相成度

三
四
号

八
社
指
導

通	同	朝	日	讀	報	國	都	中
先	盟	日	日	賣	知	民		外
至自座 二二五 一一七 二二 五五	至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	至自ノ 〇〇内 三三二 三二二 一一	至自橋 一一五 一一六 一一 九〇	至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一	至自座 五五五 五五七 五五 九〇	至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	至自場 一一六 五五六 五五 三一
九月十四日	月	月	月	月	月	月	月	月
後前 時分	後前 時分	後前 時分	後前 時分	後前 時分	後前 時分	後前 時分	後前 時分	後前 時分
松植	木下	松植	松植	松植	松植	井上	三井	松植
取扱者印	西中	松植	松植	松植	松植	松植	松植	松植

八

指 導

通 話 先	通 話 日 時	受 信 者 名	取 扱 者 印
同 盟 以 座 二 五 七 至 自 二 一 一 一 一 二 二 二 二 二 二 二 二 五 一 一 一 一	9 月 14 日 後 前 11 時 30 分	坂 本	坂 本
朝 日 丸 內 〇 〇 至 自 一 一 二 一 一 二 三 三 四 三 三 一 一	月 日 後 前 11 時 30 分	本 下	本 下
日 日 丸 內 〇 〇 至 自 三 三 二 三 三 二 三 三 一 一 一 一 一	月 日 後 前 11 時 30 分	心 根	心 根
讀 賣 京 橋 一 一 五 至 自 一 一 六 一 一 一 一 一 九 〇 一 一 一	月 日 後 前 11 時 30 分	加 藤 田	加 藤 田
報 知 丸 內 〇 〇 至 自 五 五 二 五 五 二 六 五 三 一 一 一 一	月 日 後 前 11 時 30 分	寺 田	寺 田
國 民 銀 座 五 五 五 至 自 五 五 七 五 五 七 五 五 九 〇 一 一 一	月 日 後 前 11 時 30 分	井 上	井 上
都 銀 座 三 三 五 至 自 三 三 七 一 一 一 〇 〇 九 一 一 一 一	月 日 後 前 11 時 30 分	長 岡	長 岡
中 外 茅 場 一 一 六 至 自 一 一 五 五 五 五 五 三 一 一 一 一 一	月 日 後 前 11 時 30 分	勝 川	勝 川

187

圖書課長

事務官

九月十五日午前十時

内務省

理事官

海軍省馬場文佐電話

伊方利軍艦コリオ二號ノ本月十日自横濱

港入港ヲ行理ノ為メ又渠ニ周スル記事

ハ掲載差支ナキニ付新字札ヲ照会有

之ハ節ハ其ノ旨出回答相成候様

及通分山

圖書課長

事務官

理事官

九月十五日

陸軍省 福山中佐 電沈

内務省

東京人社、大阪三社、愛知及福岡各四社

非公式電話指導案示

汪兆銘が近々南京ニ於テ王克敏、梁鴻

志ト會見スル件ハ当局外務省以外一

切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様陸軍省

ヲ申紙有之候ニ付記事編輯上出

注意相成度

(参考)

工作上機微ナル關係アルト爲ニ成

上ノ必要ニ及ラズルニ由

内務省

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話 先話
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 6時 27分	月 日 後前 6時 27分	月 日 後前 6時 15分	9月 15日 後前 時 分	通 牒 日 時
						梅山	南	辻村	坂本	受 信 者 名
						"	忍	忍	忍	取 扱 者 印

各殖民地當該官	各廳府縣警察部長	發 信 先	電 報 手 配	貴族院委員課 北村	衆議院速記課 鈴木	拓務省警務課 銀座 自五、一三 至五、一三九	內閣情報部 省內電話 五四〇番	東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番	憲兵司令部 警電 一〇〇五番	電話 通報 先
				月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	9月 15日 後前 6時 27分	月 日 後前 時 分	通 報 日 時
		發 信 日 時								氏 受 信 者 名
		取 扱 者 印						村上	忍	取 扱 者 印

八 指 導

通話先	通話日	受信者名	取扱者印	同盟	朝日	日日	讀賣	報知	國民	都	中外
銀座 二二五 一一七 二二 二二 五一	9月 15日 後前 5時 55分	榑子	榑子	丸ノ内 〇〇 一一 二二 三三 四三 一一	丸ノ内 〇〇 三三 二二 三三 一一	京橋 一一五 一一六 一一 九〇	丸ノ内 〇〇 五五 二二 六五 三三 一一	銀座 五五 五五 七五 五五 九〇	銀座 五五 五五 七五 五五 九〇	自 三三 一一 〇〇 九一	自 六六 五五 五五 三一

189

圖書課長

事務官

理事官

東京八社非公式電話指導

近々總動員法第六條、第十九條ヲ発動スルヤ

關スル記事取扱ニ付キ或ル社ヨリ照會アリタルモ不

掲載方回答ニタルヲ以テ貴社ニ於テモ右ニ關スル

記事ヲ新聞紙ニ掲載セザル様記事編輯上御注

意相成度

九月十七日

田中事務官ノ御指揮ニ依リ

指導セリ

尚方後、愛知、福岡各府縣
参考連絡セリ

シ便全價格率ノ抑おヲ為

内務省

國家總動員法 拔萃

第六條、政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ宣ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得。

第七條、政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ宣ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得。

第八條、政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ宣ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡其他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得。

八 加 指 導

通	同	朝	日	讀	報	國	都	中
先	盟	日	日	質	知	民		外
至自座 二二五 一一七 二二 五	丸 至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	丸 至自ノ 〇〇内 三三二 三二二 一一	京 至自橋 一一五 一一六 一一 九〇	丸 至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一	銀 至自座 五五五 五五七 五五 九〇	銀 至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	茅 至自場 一一六 五五六 五五 三一	
9 月 17 日 後前 2時 20分	月	月	月	月	月	月	月	月
後前 2時 38分	後前 2時 35分	後前 2時 30分	後前 2時 28分	後前 2時 26分	後前 2時 23分	後前 2時 10分	後前 2時 10分	後前 2時 10分
高 井	橫 田	林	木 村	武 藤	大 塚	木 村	木 下	受 信 者 名
			坊 長					取 扱 者 印

石田 栢田 山上 西田 武藤 須賀 福井 振地 説進 吸加

圖書課長赤羽

九月十七日

事務官

理事官



內務省

東京人社次公文電話指導手案

大阪、愛知、福岡各府縣二参考連絡

滿鉄増資問題ニ関シテハ曩々記事編輯

上注意方申入置從處増資、内容又

経緯（日滿兩國例、主張、折衝、状況其他）

等一旦了不、單ニ増資ヲ為ス旨及關係

者か會見ヲ為ス程度ノ記事ハ掲載差
支無之ニ付為念

滿鐵の増資

具體折衝

資材關係再檢

【奉天本社特電十七日發】日滿鐵道プロックの増資を促進する上から滿鐵では増資することに決定、著々現地鐵道當局と折衝を進めてゐるところ、佐々木鐵道局長が十六日新京に赴き、鐵道重工業局長を訪問、現地家の最後の打合せを行った結果、具體案を決定、十七日午後一時四十二分發列車で來華、大村總長に報告大體廿一、二日ごろ大體申上り、大體案に對し鐵道當局と折衝する、歐洲戰争の影響を受け資材入手が困難されるに至り、鐵道當局三國協定を

を打ち切り、日滿一國の鐵道の上に擴張を行ふことにならう、佐々木鐵道局長は車中、左の如く語る。歐洲大戰の影響は大したものではないが、現に資材の關係上最初の案よりは幾分減少してゐる。資材その他についても他國依存を打ち切り自力でやつて行くより仕方がない。だが日本も軍力や石炭の不足で幾多無理な注文は認めない、鐵道當局上努力不足も考へられるが今年は現在までに北支方面から約百萬の活力が入つて來てをり、努力は十分間に合つた、しかし北支の治安回復に伴ひ、開闢が促進されるであらうし、努力の問題も考慮せねばならぬまい。

東支の努力も考慮
内務省均ノ云

八 指 導

通話先	通話日時	受信者名	取扱者印	同盟	朝日	日日	讀賣	報知	國民	都	中外
銀座 至自座 二二五 一一七 二二 五	9月 17日 後前 10時 10分	小栗	三橋	丸の内 至自ノ 〇〇内 一三二 一三三 四三三 一一	丸の内 至自ノ 〇〇内 三三二 三三三 一一	京橋 至自橋 一一五 一一六 一一 九〇	丸の内 至自ノ 〇〇内 五五二 五五三 六五三 一一	銀座 至自座 五五五 五五七 五五 九〇	銀座 至自座 三三五 三三七 一一七 〇〇 九一	茅場 至自場 一一六 一五五 一五五 五三一	

大段(杉浦)・愛知(南)・福岡(徳永)・三橋(徳永)

191

圖書課長

九月十九日

事務官

理事官

東京八社公文電話指導案

大阪、愛知、福岡各府縣參考通報

總動員法第六條及第十九條表動了

ル中ノ間ニテハ彙ニ記事編輯上注意

方申入置候処在日当局ヨリ表了

ル等ニ付右表後ハ記事掲載

内務省

善及無之為念

內
務
省

通 話 先	同 盟	朝 日	日 日	讀 賣	報 知	國 民	都	中 外
至自座 二二五 一一七 二二 五五	丸ノ内 〇〇内 一一二 四三三 一一	丸ノ内 〇〇内 三三二 三二二 一一	京橋 一一五 一一六 一一 九〇	丸ノ内 〇〇内 五五二 六五三 一一	銀座 五五五 五五七 五五 九〇	銀座 三三五 一一七 〇〇 九一	茅場 一一六 五五六 五五 三一	
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日 後前 // 時 分	日 後前 // 時 分	日 後前 // 時 分	日 後前 // 時 分	日 後前 // 時 分	日 後前 // 時 分	日 後前 // 時 分	日 後前 // 時 分	日 後前 // 時 分
受 信 者 名	中 葉	宮 沢	川 沢	黒 木	井 上	大 野	勝 川	
取 扱 者 印	西 中	西 中	安 生	野 村	野 村	日 方	野 村	

192

圖書課長

事務官

理事官

九月二十日

陸軍省情報部(清水)へ連絡届

内務省

東京八社、大阪三社、愛知及福岡各四社

電話指導小案

汪兆銘が南京ニ於テ王克敏、梁鴻志

ト會見スル件ニ関シテハ量表ニ記事編

輯上注意方申入置候也尔今

記事掲載差支無之

192

圖書課長

事務官

理事官

九月二十日

陸軍省情報部(清水)へ連絡済

内務省

東京八社、大阪三社、愛知及福岡各四社

電話指導案

汪兆銘が南京ニ於テ王克敏、梁鴻志

ト會見スル件ニ関シテハ量表ニ記事編

輯上注意方申入置候也尔今

記事掲載差支無之

内務省

九月二十一日 田中事務官、市指子、依り

圖書課長

事務官

理事官

同盟(柘植)へ「指裁」場合ハ及分

カールヤニ強引ニ指裁志願柘植
重不指裁方ノ多記アリキヤ
電話云(午後七時五分)

供高覽



農林省米穀局由地課長依頼、中

本日同盟通信社に於て「米穀都市

専賣制愈々近々断行か」ト題スル

記事ヲ配給シタルカ右ハ事實無根ニ

上記形事重大ニ

付農林省ヨリ同盟一申込ニ同盟ヲ

内務省

之予自棄の取捨ヲ為サシメタルニ内務省ヨリ

ニ同盟ノ取捨方滞配慮ヲ乞フ

附記

當在件ノ関ニ報知子少社ヲ同探
張事一摺方支障ノ有無照フ云アリ
又此ニ付不摺方支障示スルト共ニ多
事務ノ指系ヲ仰ル車京六社ニ
電張送給ス

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先
至自 一六 五五 五五 三一	至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	至自座 五五五 五五七 五五 九〇	至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一	至自橋 一一五 一一六 一一 九〇	至自ノ 〇〇内 三三二 三二三 一一	至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	至自座 二二五 一一七 二二 五一	
〃 月 〃 日 後前 10時 50分	〃 月 〃 日 後前 10時 45分	〃 月 〃 日 後前 10時 30分	〃 月 〃 日 後前 10時 42分	〃 月 〃 日 後前 10時 48分	〃 月 〃 日 後前 10時 37分	9 月 21 日 後前 10時 32分	月 日 後前 時 分	通話日 時
戸川	望沢	佐々木	吉田	望沢	望田	高望		受信者名
		守生						取扱者印

八
指
導

194

圖書課長

九月二十二日

事務官

理事官

内務省

警視庁特高部長
各庁府縣警察部長
電報案

靖國神社へ新合祀者、氏名を関し

本日軍当局ヨリ内示アリタル事トシカシ

加新聞紙掲載ハ本月二十四日午前零

時以後（今時刻ヲ以テ正式発表トス）

内務省

發行ノ及ノヨリ為サレタル様管下主要
日刊社ニ御指導相成度

内務省

九月二十二日午前十時

陸軍省情報部福山中佐電話

本日靖國神社合祀者、氏名ノ内示ヲ為

ス等ナルガ新聞紙、掲載ハ本月二十四

日午前零時以後發行、之ノヨリ取扱ハ

シムル様御指導相成度

追テ本日八社関係ハ内示ノ降ニ又右

ノ 教 育 中 履 不 予 定 二 有 之 申 候

内 務 省

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先	通牒日	時	氏名	取扱者印
月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	9月22日 後 1時 45分	9月 22日 後 2時 2分	9月 22日 後 2時 2分	村山	村山
						徳永	北川	浪口						
電報手配														
發信先														
各廳府縣警察部長														
各殖民地當該官														
發信日時														
9月22日 後 1時 50分														
取扱者印														
中西														
電話通報先														
憲兵司令部														
東京都市遞信局														
內閣情報部														
拓務省警務課														
衆議院速記課														
貴族院委員課														
發信日時														
9月22日 後 2時 2分														
取扱者印														
村山														
浪口														
北川														
徳永														

195

圖書課長

九月二十二日

事務官

陸軍省福山中佐依頼

理事官

東京八社及京都・大阪・奈良・兵庫、

滋賀・和歌山・三重、愛知、岡山各府縣

主要日刊社電話指導案

加賀陽宮殿下、九月下旬近畿地方へ

御成り、閣下件ハ一切之ヲ新聞紙ニ

掲載セザル様陸軍省ヨリ申越、次第

内務省

內務省

又有一候之件記事編輯上注意

相成度

内務省

陸軍省福山中佐電話(九月二十五日午後五時)

加賀陽宮殿下(九月二十五日午後三時迄)

間(於)京都、奈良、大阪、兵庫、四府

縣下、參謀演説施行地理実査、為

ノ市成リ被道外地、右ハ演説施行上牧寮

ニ五人事、成リ、三ノ新子、成リ、揚裁、七千人

梅、東京、八木、及、近、島、並、三、重、岡、山、並、之、知、品

下
主
要
白
刊
収
一
括
送
予
相
助
度

内
務
省

手配票

電 話 先	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	9月22日 後6時25分	布上	忍	憲兵司令部 <small>警電 一〇〇五番</small>	9月23日 後7時20分	平井	野尾
大阪	〃月〃日 後6時30分	浪口	〃	東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>	9月22日 後7時20分	山上	野尾
愛知	〃月〃日 後6時40分	天野	〃	內閣情報部 <small>省内電話 五四〇番</small>	〃月〃日 後7時40分	渥美	野尾
福岡	〃月〃日 後6時55分	延江	〃	拓務省警務課 <small>銀座 三五、一三三番 至五、一三九番</small>	〃月〃日 後		
宮城	〃月〃日 後			衆議院速記課 <small>銀座 三八九〇番</small>	〃月〃日 後		
北海道	〃月〃日 後			貴族院委員課 <small>銀座 四一三一番</small>	〃月〃日 後		
新潟	〃月〃日 後			電 報 手 配			
石川	〃月〃日 後						
廣島	〃月〃日 後						
香川	〃月〃日 後						
				發信先	發信日時	取扱者印	
				各殖民地當該官	月 日後前 時分		
				各廳府縣警察部長	月 日後前 時分		
				各殖民地當該官	月 日後前 時分		

大阪中結
 (京都) 堀部
 (兵庫) 後田
 (山崎) 和歌山(塩路)

愛知中結
 (三宮) 山本

內務省

圖書課長

九月二十五日

事務官

海軍省馬場少佐へ連絡係

理事官

田中事務官へ電話仰裁通達云

東京八社電話指導書草案

本月一日附記事編輯上注意方申入

置換東京府聯合青年團、中南支

方面海軍活動状況等見字之圖三件

ハル今記事掲載差支無之

通	同	朝	日	讀	報	國	都	中
先	盟	日	日	質	知	民		外
至自座 二二五 一一七 二二 五五	至自座 二二五 一一七 二二 五五	至自ノ内 〇〇内 一一二 四三三 一一	至自ノ内 〇〇内 三三二 三二二 一一	至自橋 一一五 一一六 一一 九〇	至自ノ内 〇〇内 五五二 六五三 一一	至自座 五五五 五五七 五五 九〇	至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	至自場 一一六 五五六 五五 三一
通	9月	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
話	25	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日	日	日	日	日	日	日	日	日
時	8時 25分	8時 27分	8時 29分	8時 30分	8時 32分	8時 25分	8時 35分	8時 分
受	三	福	加	吉	馬	伊	中	佐
信	浦	井	納	川	回	美	村	久
者								甫
名								
取								
扱								
者								
印								

東京市通信局

(覽)

皇社社(真林)

大阪(正社)
皇社(正社)
皇社(正社)

道府縣
9月26日
朝刊
版一

少年新國民

局長	警保局
課長	圖書課
官	事務

無敵海軍を體驗

府聯青空前の快舉

國の秋涼を他所に灼熱の下、南支及び中支方面の戰艦に活舞する我が海軍の最良中に元氣溢れる青年隊員七十名を送り、海軍活動状況の見學に、艦上生活、戰艦實況の體驗に、日夜を分たぬ海軍將士の勞苦を我れと我が身に刻み付け、時局の認識を深め、後援公の赤誠を發揚せんとする、東京府聯合青年隊海軍々役奉仕並に見學の大快舉が舞へられ、同隊管下の府下各青年隊員は勿論、早くも關係各方面より多大の期待を以て注目されてゐる、なほ同隊では過剰な右計畫につき海軍當局と密接な連絡の下に隊員を陸續中、最近漸く決定を見、一隊出動を旬日に控へ勇躍準備してゐる

參加人員は七十名

今回東京府聯合青年隊により南支及び中支方面に派遣される青年隊員は、總數七十名で、兩方面とも三十五名宛二隊に分れ、これに導引者三名宛總當てられることとなつてゐる、期間は九月十日より三十日乃至四十日間、この間南支方面に於ては廈門、海防、廣東方面を、中支方面に於ては上海、南京、漢口をそれぞれ巡歴する、參加隊員は府下の各市町村青年隊幹部の中より年齢十八歳以上二十五歳までの身體強健志操堅固なものを、各隊長が推薦することとなつてをり、これに就してゐる

- 東京市三十五名(補隊十名)
 - 八王子市三名(同二名)
 - 西多摩郡八名(同三名)
 - 南多摩郡八名(同三名)
 - 北多摩郡十名(同三名)
 - 大島支隊二名(同二名)
 - 八丈支隊二名(補隊なし)
 - 小笠原支隊二名(補隊なし)
 - 關員合計七十名(補隊十三名)
- なほ參加隊員の交通費、食費、宿費等は一切府聯青當局が負擔する外、支度補助として一名三十圓宛が支給されることとなつてゐる

圖書課

圖書課長

事務官

理事官

東京八社非公式電話指導

九月二十六日

本年三月二十日付記事編輯上注意方申入置候

支那ニ於ケル回教徒ノ及蔣防共運動ニ關スル件ハ

尔今支那北西部地方ニ於ケルモノヲ除キ、記事掲載

差支無之

通	同盟	朝日	日日	讀賣	報知	國民	都	中外
至自座 二二五 一一七 二二 五五	丸 至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	丸 至自ノ 〇〇内 三三二 三二二 一一	京橋 至自 一一五 一一六 一一 九〇	丸 至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一	銀 至自座 五五五 五五七 五五 九〇	銀 至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	茅場 至自 一一六 五五六 五五 三一	
通話	9月	4月	月	月	月	月	月	月
先	26日	日	日	日	日	日	日	日
迪話	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前
指	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分
受信者名	三浦			大内	大西	佐々木	塚本	佐々木
取扱者印								

八 指 導

日

(秋)

圖書課長

事務官

理事官

一九三〇年十月十日午後六時一

本件ハ七月八日附記事第... 抵融スルヲ以
テ改メテ抄写社ヲ指導スルハ要認
メ得ザルモ岡佛海ノ上海出張ト同日
視察愛知福岡大阪各府ノ記事取締ノ参
考事項トシテ内容内示相成可也

陸軍省福心中佐電話

汪派西人岡佛海ニハ 明十月一日 窓ニ

本邦ハ向ヶ上海ヲ出張 約一週 得

東京ニ滞 在スル 予定 十日ガ

圖書課長



事務官

理事官



東京八社非公式電話指導

汪派要人、未朝ニ関スル記事掲載支障、有無

某社ヨリ照會アリ眞偽ノ莫不明ナルモ右ハ

本年七月八日附注意方申入候「汪精衛並ニ

同派要人ノ動靜」不掲載方ノ件ニ該當ス

十月五日

内務省



凡旨回答致置候ニ付為念

内務省



圖書課長

十月六日

内務省

事務官

農務省事務官由地澤長依託

理事官

上月一電在作裁快其由



東京人社社公文電話指導案

(警視庁及大坂、愛知、福岡各府縣参考連絡)

或ル新聞社より外國米ノ輸入ニ関スル記

事ハ掲載ニ差支ナキヤニ付照會アリ

タルカ右ハ時局柄悪影響アリ且

農林省ニ於テ一切掲載セザル様

内務省

答アリタムヲ以テ不掲載方回答之置
キタムニ付中興社ニ於テ右趣旨ニ依リ
不掲載方御措置相成度

中外	都	國	報	讀	日	朝	問	通
至自 一六 五五 五五 三一	銀 至自 三三五 一一七 〇〇 九一	銀 至自 五五五 五五七 五五 九〇	丸 至自 〇〇內 五五二 六五三 一一	京 至自 一一五 一一六 一一 九〇	丸 至自 〇〇內 三三二 三二三 一一	丸 至自 〇〇內 一一二 四三三 一一	銀 至自 二二五 一一七 二二 五一	話 先
月	月	月	月	月	月	月	10 月	週 話
日 後前 8時 23分	日 後前 8時 36分	日 後前 8時 30分	日 後前 8時 35分	日 後前 8時 25分	日 後前 8時 22分	日 後前 8時 20分	日 後前 8時 20分	日 時
大田	鬼頭	坂本	徳原	万年	加藤	井井	三浦	受 信 者 名
	安生			夕	夕	急 概	安 生	取 扱 者 印

八
指

丸内275-0

